○国土交通省令第九十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

第八十一条第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

第八十二条第一号中「第十七号」を「第十六号の五」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

第三十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

附　則

この省令は、東日本大震災復興特別区域法附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

○国土交通省令第九十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第十八条第一項及び第五項、第十九条第一項第二号、第二十九条第一号イ及びロ、第三十三条第一項、第四十七条第四項第二号、第四十八条第七項、第四十九条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）及び第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項、第五十四条第三項、第五項及び第九項、第五十六条第二項並びに第八十九条の規定に基づき、国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

（被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画の認定の申請の際に添付すべき書類）

第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類	
法第十八条第一項	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類
道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類及び同令第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	
道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類及び同令第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類	

（法第十八条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法）

第二条　法第十八条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年運輸省建設省令第一号）第一条（第三項を除く。）、第二条（第三項を除く。）、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「地方運輸局長は、路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可申請書（」とあるのは「国土交通大臣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第十八条第一項の認定の申請（当該申請に係る復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下同じ。）に定められた被災区域道路運送確保事業（法第十八条第一項に規定する被災区域道路運送確保事業をいう。以下同じ。）の内容が」と、「であつて、国土交通大臣又は地方運輸局長の権限に属する事項に関するものに限る。）を受け付けた」とあるのは「に関するものに限る。第三条第一項において同じ。）に係る法第四条第十項（法第六条第二項において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の同意を求められた」と、「事案」とあるのは「被災区域道路運送確保事業」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「当該申請に係る復興推進計画」と、同令第二条第一項及び第二項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、同令第三条第一項中「第一条第一項又は第三項に規定する許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）を提出する者が地方公共団体であつて、当該地方公共団体又はその長が当該許可申請書等に係る事案」とあるのは「法第十八条第一項の認定の申請をする特定地方公共団体（法第四条第一項に規定する特定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）が当該申請に係る復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業」と、「当該地方公共団体又はその長である」とあるのは「当該特定地方公共団体である」と、「地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）に対し、当該許可申請書等に添付して、当該許可申請書等に係る事案」とあるのは「当該申請に係る復興推進計画に添付して、当該被災区域道路運送確保事業」と、同令第六条の見出し中「処分後の道路管理者」とあるのは「道路管理者」と、同条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事案」とあるのは「被災区域道路運送確保事業」と、「について処分」とあるのは「に係る法第四条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知」と、「その旨」とあるのは「その旨及びその内容」と、同令第七条中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事案」とあるのは「被災区域道路運送確保事業」と読み替えるものとする。